

静岡県河川管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県知事 鈴木康友

**静岡県条例第69号**

**静岡県河川管理条例の一部を改正する条例**

静岡県河川管理条例（平成14年静岡県条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第3金額の欄を次のように改める。

金額	
市の区域	町の区域
770円	340円
840円	840円
1,500円	1,500円
160円	120円
430円	320円
10円	10円
10円	10円
5,000円	5,000円
100円	100円
330円	330円
330円	190円
10円	10円
20円	20円
170円	100円

別表第4金額の欄を次のように改める。

金額
250円
250円
250円
270円
2,400円
時価を考慮してその都度 知事が定める額
100円
310円
時価を考慮してその都度 知事が定める額

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。